



2023年9月22日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルハーツホールディングス
代表取締役社長 CEO 二 宮 康 真
代表者名 (コード番号：3676 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員 CFO 伊 丹 英 人
(T E L : 0 3 - 3 3 7 3 - 0 0 8 1)

当社の連結子会社による税制適格ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社 AGEST(以下、「AGEST」)が、AGESTの役職員に対し、税制適格ストックオプションとして新株予約権を発行することを承認いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 目的及び理由

当社は、2023年5月11日付「当社の連結子会社である株式会社 AGEST の株式分配型スピンオフの準備開始及び上場準備の開始に関するお知らせ」にて開示のとおり、AGEST の株式分配型スピンオフ及び上場（以下、「スピンオフ上場」）準備を開始いたしました。この度、AGEST のスピンオフ上場や QA 専門企業としての飛躍的な成長の実現に向け、AGEST の役職員の貢献意欲や士気をより一層高めるとともに、株主を重視した経営を推進することを目的に、AGEST の取締役、執行役員、従業員に対して、新株予約権を発行することといたしました。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社AGEST 第1回新株予約権

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はAGEST普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、AGEST が普通株式につき、株式分割（AGEST 普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、AGESTが合併を行う場合、又はAGESTが新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲でAGESTは必要と認める株式の数の調整を行う。

(3) 新株予約権の付与対象者と総数

AGEST の取締役 8 名、執行役員 2 名、従業員 40 名 計 2,850 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行に該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は 34,600 円とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① AGEST が AGEST 普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② AGEST が AGEST 普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、AGESTの発行済株式総数から AGEST が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

③ AGEST が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2025年9月29日から2033年9月28日までとする。

(7) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、継続して AGEST 又は AGEST 子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、取

締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は AGEST 取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である AGEST 普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- ④ その他権利行使の条件は、AGEST と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、AGEST の取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、AGEST は AGEST の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② AGEST は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき AGEST の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は AGEST の取締役会で承認された場合）は、AGEST の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ AGEST が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ AGEST が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ハ AGEST が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ニ AGEST の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について AGEST の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について AGEST の承認を要すること又は当該種類の株式について AGEST が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じた 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 組織再編行為をする場合の取扱い

AGEST が、合併（AGEST が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ AGEST が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ AGEST が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対

象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定するものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(10)に準じて決定するものとする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得条項

上記(9)に準じて決定するものとする。

⑨ その他新株予約権の行使の条件

上記(7)に準じて決定するものとする。

(12) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権の割当日

2023年9月29日(予定)

(14) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

以上